

報告事項 1

懲戒免職処分取消請求事件及び損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成30年5月10日

教 職 員 課

懲戒免職処分取消請求事件について

1 当事者

原告 小学校の元教諭

被告 愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 愛知県教育委員会が平成29年11月14日付けでなした原告に対する懲戒免職処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事件の概要

(1) 事件の経過

原告は、平成21年6月又は7月に、当時勤務していた中学校内から、当時授業を担当していた中学2年生の女子生徒の水着等6点を窃取した。その後、原告は、当該窃盗被告事件の公判において、当時担当していたバレー部の男子生徒が水着等を盗んだとする虚偽の話を作り上げ、関係生徒及び教職員を証人として法廷に立たせた。

これらの事実を踏まえ、平成29年11月14日、県教育委員会は、原告を懲戒免職処分とした。

(2) 主張の内容

上記窃盗被告事件は、最高裁判所で係属中であり、確定していない。未確定の事実に基づく本件処分には、明白な事実誤認がある。

また、基礎となる行為との対比でいえば、免職という重い処分を選択した判断は、裁量を逸脱濫用したものであり、違法である。

損害賠償請求事件について

1 当事者

原告 特別支援学校高等部の生徒

被告 愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し160万円及びこれに対する平成30年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事件の概要

(1) 事件の経過

平成30年3月1日、学校に登校後、原告は、鞆に付けていたマスコットキーホルダーがなくなっていることに気が付いたため、同校教諭に相談した。

同日の下校時、生徒Aが給食袋からマスコットキーホルダーを取り出すところを見た同校教諭は、生徒Aに確認したところ、原告のマスコットキーホルダーであることを認めたため、原告に謝罪させるとともに、マスコットキーホルダーを返還させた。

このマスコットキーホルダーには、頭部の金具にストラップ紐が取り付けられていたが、原告へ返還したときには、金具が壊れ、ストラップ紐が外れた状態であった。

(2) 主張の内容

同校の教諭らは、生徒Aに盗癖があることを知りながら生徒Aへの注意義務を怠り、上記窃盗及び器物損壊事件を発生させた。原告は、この事件により、平穏な学校生活を送る権利を害され、精神的苦痛を負わされたため、国家賠償法第1条第1項に基づき、県に損害賠償を求める。